IV 児 童 福 祉

IV 児童福祉

1 児童福祉

児童福祉の理念は、すべての児童が心身ともに健やかに生まれ、育てられ、そして生活が保障されることにある。児童福祉行政は、この理念を実現することに目的があり、その充実は高齢化社会において、社会の活力を維持し、より豊かな社会を築くための最も基本的で重要な課題である。

今日の子どもや家庭をとりまく環境は、出生数の低下による子どもの減少、女性就労の増加など女性の社会進出、核家族化の進行に加えて、保護者の子育て観、家族観等の意識の変化、地域社会における連帯意識の希薄化等により大きく変わりつつある。また、今日の児童施設が直面している問題は多岐にわたっている。今後子どものための教育・保育の実態を的確にとらえ様々な子育てニーズに対応できるよう努力していく。

(1) 就学前児童の推移

各年4月1日現在

	H31年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
就学前児童数(0~6歳未満)	3, 198	3, 046	2, 950	2, 811	2, 730

(2) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況

令和5年4月1日現在

	区分		児童数
	① 認可保育所	15か所	1, 209
d to the let when	② 認定こども園	7か所	8 5 3
特定教育· 保育施設	③ 小規模保育事業	2か所	2 4
休月旭政	④ 施設型給付を受ける幼稚園	2か所	9 6
	⑤ 市外委託保育所等 (認定こども園含む)	7か所	1 1
I → II	⑥ 私学助成を受ける幼稚園	0か所	О
上記以外の施設	⑦ 認可外保育施設 (事業所内保育所含む)	10か所	100
▽ノが応見又	⑧ 児童センター	1か所	5
計			2, 298

※ 特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給を受ける施設として確認した教育・保育施設(認定こども園・認可保育所・幼稚園等)。施設型給付費の支給を受けず、 私学助成を受ける幼稚園は含まれない。

(3) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況内訳

① 認可保育所

令和5年4月1日現在

	+ / =n. /z	定員		入所见	見童数	
	施設名	上 貝	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	西部乳児園	5 0	4 4			4 4
2	プチハウス	5 0	4 1			4 1
3	みどり乳児園	3 0	2 3			2 3
4	松ヶ岬保育園	8 0	2 7	1 7	4 2	8 6
5	明星保育園	1 2 0	5 2	2 5	4 6	1 2 3
6	山上保育園	1 1 0	5 0	2 1	4 7	1 1 8
7	興道東部保育園	100	4 4	2 3	3 9	106
8	興道南部保育園	9 0	4 6	1 6	3 4	9 6
9	興道北部保育園	1 2 0	5 4	2 4	4 9	1 2 7
10	米沢中央保育園	1 0 0	4 5	1 9	3 6	1 0 0
11	塩井保育園	8 0	2 8	1 5	3 2	7 5
12	森の子園保育所	6 0	1 9	1 2	2 2	5 3
13	そらいろ保育園	1 1 0	4 4	2 3	4 7	1 1 4
14	米沢市立緑ケ丘保育園	6 0	2 2	9	1 5	4 6
15	米沢市立吾妻保育園	6 0	2 4	8	2 5	5 7
	計	1, 220	5 6 3	2 1 2	4 3 4	1, 209

[※]他市児童及び市外委託児童は除く。

② 認定こども園

令和5年4月1日現在

	Haran A	米石 开川	少 昌		入所児	見 童数	
	施設名	類型	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	かしのみ幼稚園	幼稚園型	1 5 0	3 0	2 3	7 0	1 2 3
2	幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	幼保連携型	165	5 1	3 5	7 7	163
3	米沢西部こども園	幼保連携型	2 1 3	3 3	4 3	1 0 4	180
4	米沢こども園	幼保連携型	9 5	2 3	2 7	4 9	9 9
5	戸塚山こども園	幼保連携型	1 1 0	3 3	2 3	4 8	1 0 4
6	米沢中央幼稚園	幼稚園型	1 2 0	0	3 0	7 6	106
7	興道こども園どんぐり	幼保連携型	8 0	3 0	1 7	3 1	7 8
	計		933	200	198	4 5 5	8 5 3

※他市児童及び市外委託児童は除く。

③ 小規模保育事業

令和5年4月1日現在

	+ / =n.	類型	<i>→</i> □		入所児	童数	
	施設名	類望	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	さくら保育園	A型	1 9	1 3		_	1 3
2	あゆみ園	A型	1 6	1 1	_	_	1 1
	計		3 5	2 4		_	2 4

※他市児童及び市外委託児童は除く。

④ 施設型給付を受ける幼稚園

令和5年4月1日現在

	施設名	<i>-</i> =		入所児	童数	
		施設名 定 員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	普慈幼稚園	6 0	_	9	3 5	4 4
2	九里幼稚園	6 0	_	1 4	3 8	5 2
	計	1 2 0	_	2 3	7 3	9 6

⑤ 市外委託保育所等(認定こども園・幼稚園含む)

令和5年4月1日現在

チ 乳 仕 の 士 町 々	入所児童数				
委託先の市町名	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計	
上山市	0	1	0	1	
高畠町	2	2	4	8	
川西町	0	1	0	1	
飯豊町	0	0	1	1	
計	2	4	5	1 1	

⑥ 私学助成を受ける幼稚園

令和5年4月1日現在

	+ /, ≃,	<i>→</i> □		入所児	童数	
	施設名	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
1	まいづる幼稚園(R5年3月31日閉園)			_	_	_
2	東部幼稚園(H27年4月~休園)	_	_	_	_	_
	計	_	_	_	_	_

⑦ 認可外保育施設

令和5年4月1日現在

		施設名	ų į	入所児童数				
			定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計	
認	1	恵泉愛児園(休所)	ı		ı	_	_	
可	2	やまびこ園	3 6	0	6	6	1 2	
外	3	おのがわ保育園ドレミ館	3 0	5	5	1	1 1	
保	4	フレンドリーハウス(休所)	ı		ı	_	_	
育	5	おひさまえん	2 0	1	2	8	1 1	
園	6	青空保育たけの子	1 6	0	1	1 1	1 2	
		小計	102	6	1 4	2 6	4 6	

企	7	キッズピーパル	3 0	1 6	6	ı	2 2
業主導型	8	米沢こころの病院院内保育所 にこにこ保育所	2 0	7	1	l	8
型		小計	5 0	2 3	7	_	3 0
	9	米沢ヤクルト販売㈱夢スタ ジオ 8960 花沢保育室	2 0	4	ı	l	4
事業	10	米沢ヤクルト販売㈱夢スタ ジオ8960 西大通保育室	2 3		l		l
所	11	米沢市立病院保育所	4 0	7	ı	ı	7
内保育	12	舟山病院院内保育所 (休所)	_	_		_	_
所	13	三友堂病院院内保育所 「ちびっ子広場 めんご」	2 0	1 3	1	ı	1 3
	14	島貫医院医内保育所(休所)	_	_	_	_	_
		小計	103	2 4	_	_	2 4
		計	2 5 5	5 3	2 1	2 6	1 0 0

⑧ 児童センター

令和5年4月1日現在

	施設名		入所児	童数			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計		
1	米沢市窪田児童センター	0	1	4	5		
	計	0	1	4	5		

(4) 特定教育・保育施設等保育料の米沢市独自軽減事業

多子世帯の支援として、特定教育・保育施設等に入所する児童の3番目以降の児童について、保育料及び副食費の無償化を実施している。

開始年度	対象児童	無償化となる保育料等
平成27年度	小学校3年生までの児童から数え	• 保育料
	て3番目の児童	
平成29年度	小学校6年生までの児童から数え	・保育料
	て3番目の児童	
令和元年10月	小学校6年生までの児童から数え	・保育料
	て3番目の児童	・副食費(幼児教育・保育の無
		償化により3歳以上の保育料が
		無償化されたことに伴い副食費
		を追加)
令和4年度	生計を一にする最も年長の子ども	・保育料
	から数えて3番目の児童	・副食費

(5) 地域子ども子育て支援事業

① 一時預かり事業

概ね1歳から就学前の児童について、家庭での日中の保育が一時的に困難になった場合に保育所で保育を行う。保護者の就労等の場合(非定型的保育)は週3日、出産や冠

婚葬祭等のやむを得ない理由がある場合(緊急保育)は月14日、育児疲れの解消等の場合(私的利用による保育)は週2日の利用が可能である。

	北元三几夕	マハ マハ		利用延児童数					
	施設名	区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度		
		3歳未満児	597	558	327	365	174		
1	明星保育園	3歳以上児	9	14	0	25	30		
		計	606	572	327	390	204		
		3歳未満児	249	206	31	128	125		
2	興道北部保育園	3歳以上児	20	7	19	26	0		
		計	269	213	50	154	125		
		3歳未満児	92	53	12	44	43		
3	そらいろ保育園	3歳以上児	26	0	3	12	0		
		計	118	53	15	56	43		
		3歳未満児	938	817	370	537	342		
	計	3歳以上児	55	21	22	63	30		
		計	993	838	392	600	372		

② 病児保育事業

ア 病児対応型

生後6か月から小学3年生までの児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、 集団保育が困難な期間において、保護者の就労等により家庭での保育ができない場合 に、当面の症状の急変が認められないと診断された児童を保育所に付設された専門スペースで一時的に保育する。年度ごとの登録制であり、市内2か所の病児保育室を利用することができる。

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
	登録児童数	2 2 0	2 1 9	190	192	162	
1	興道南部保育園	107	102	5 5	7 9	7 3	
1	(りんごのへや)	107	102	5	1 9	7 3	
2	塩井保育園	249	2 5 9	5 5	160	174	
2	(すまいる)	249	209	5	100	1 / 4	
	計	3 5 6	3 6 1	1 1 0	2 3 9	2 4 7	

イ 体調不良児対応型

実施保育所に入所している児童を対象に、児童が保育中に微熱を出すなど体調が不 良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、医務室等で看護師が保健的な対応 を行う。

	· · · · · ·					
	施設名			利用延人数		
	旭权石	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1	プチハウス	5 6 6	5 5 8	2 3 1	3 5 9	2 4 2
2	興道親和乳児園	2.1.0				
	(H30年度末閉園)	3 1 2	_			

3	みどり乳児園	8 8 1	6 8 1	462	3 8 5	2 3 9
4	松ヶ岬保育園	(*) 3 1 0	(*) 2 5 4	1 6 6	1 9 5	1 3 2
5	山上保育園	260	265	173		7 2
6	興道東部保育園	170	8 3	7 7	1 4 7	273
7	興道南部保育園	169	1 3 4	(*) 6 3	1 1 6	1 2 6
8	興道北部保育園	3 7 9	3 9 5	207	2 4 2	1 6 7
9	そらいろ保育園	2 5 5	2 5 4	192	272	3 2 3
10	市立吾妻保育園	3 1 4	1 0 6	7 2	9 0	3 5
11	ひばりが丘幼稚園	5 7	2 7	1 7	4 8	5 2
12	興道こども園どんぐり		(*) 2 2 3	186	269	262
13	戸塚山こども園					1 9
	計	3, 673	2, 980	1,846	2,123	1,942

※補助金要綱に該当した月の利用延人数

興道こども園どんぐり (令和元年度興道西部保育園) 令和2年度こども園へ移行

③ 子育て短期支援事業

保護者が疾病や仕事等により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設に一時的に入所又は通所を行うことにより、児童を保護する。

		短期入所生活援助事業	夜間養護等事業
	概 要	一時的に入所して養育、保護する。	通所し、午後5時から午後9時まで の間生活指導、夕食の提供を行う。
対 象 児 童		疾病、出張等で養護できなくなった 3歳から小学校修了前の児童	仕事等が恒常的に夜間にわたる父 子家庭等の小学生
	利用期間	3 0 F	日/年
	生活保護世帯等	0円/目	0円/目
費	市町村民税非課税世帯	1,840円/日	5 2 0 円/日
費用区分	市町村民税課税世帯の うちひとり親世帯	3,250円/日	6 4 0 円/日
	その他の世帯	4,650円/日	900円/日
/ 	令和2年度	68日	_
実績	令和3年度	7 0 日	_
//貝	令和4年度	4 日	_

④ 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

市内5か所の保育所に子育て支援センターを設置し、子育て親子の交流の場の提供と 交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育 て及び子育て支援に関する講習等を実施している。

		名 称		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
2 lo lo)	延べ登録児童数	260	258	101	125	114		
	1	くれよん (プチハウス内)	延べ利用者数	9,010	8, 190	2,898	3,686	4, 027
			相談件数	383	316	71	110	50

	ぴっころ	延べ登録児童数	154	123	106	104	111
2	(松ヶ岬保育園内)	延べ利用者数	5, 416	3, 157	3, 577	3, 217	3, 276
		相談件数	256	184	145	106	185
		延べ登録児童数	101	102	77	78	66
3	ろけっと (そらいろ保育園内)	延べ利用者数	3, 558	3, 199	2,742	2, 314	1, 929
	(てのいの休月園内)	相談件数	244	207	164	177	104
	ナンベノ ナ 十	延べ登録児童数	178	170	80	76	102
4	おひさま	延べ利用者数	3, 311	2,812	1,072	1,633	2, 109
	(山上保育園内)	相談件数	9	6	9	27	35
		延べ登録児童数	124	73	51	58	56
5	つむぎ (西部乳児園内)	延べ利用者数	4, 187	2,774	1,523	1, 158	1,476
	(E) ED 40/0 [MIL 1)	相談件数	1,622	192	54	27	16
	敬師なかよしる一む	延べ登録児童数				_	
6	(敬師児童センター内)	延べ利用者数		_			
	※平成28年度末で閉所	相談件数		_			
		延べ登録児童数	817	726	415	441	449
	計	延べ利用者数	25, 482	20, 132	11,812	12,008	12, 817
		相談件数	2, 514	905	443	447	390

⑤ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

地域において子どもの預かりの援助を受けたい者 (利用会員) と援助を行いたい者 (協力会員) 及びその両方を希望する者 (両方会員) からなる会員組織が、地域における相互援助活動を行う事業。米沢市ファミリー・サポート・センターは、平成 11 年 4 月 1 日に設立し、同年 8 月 1 日から会員の募集を開始、10 月 1 日から活動を開始した。平成 15 年度からは、(社福) 米沢仏教興道会に運営を委託している。現在はアドバイザー 2 人を配置し、相互援助活動の連絡・調整や講習会の開催等を行っている。

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用会員	5 0 1	5 1 3	4 9 6	5 0 0	489
協力会員	9 9	1 0 1	1 0 1	9 9	9 6
両方会員	2 7	2 6	2 5	2 4	2 4
会員数計	6 2 7	6 4 0	6 2 2	6 2 3	6 0 9
援助活動件数	889	472	289	4 5 1	277

⑥ 放課後児童健全育成事業

働く親たちが安心できるように学校や家庭に代わって放課後の児童を預かる事業である。放課後児童健全育成事業として運営するクラブは、各地域に32か所(38支援の単位)ある。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			,		1
	児童クラブ名	H31年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
1	東部小学校区学童保育施設 正和こどもの家 正和こどもの家 2 (※H29年度から2支援の単位となる)	7 3	7 4	7 6	7 4	7 5
2	学童保育クラブ 米沢西部みどりの家	4 2	3 6	4 5	3 9	3 9
3	南部学童保育所・キッズ	4 1	4 0	4 4	3 9	3 6
4	南部学童保育所 ジュニア&スター (※R2年度から2支援の単位となる)	7 9	7 7	8 0	7 6	7 6
5	南部学童保育所 ビーンズ (R4年度末で閉所)	4 3	4 0	3 7	3 7	-
6	南部学童保育所 オレンジ	4 5	4 1	3 7	2 4	3 4
7	北部地区学童保育所 たんぽぽクラブ コスモスクラブ コスモスクラブ第2 (※R4年度から3支援の単位となる)	1 3 2	130	1 1 7	1 2 5	102
8	学童保育所 しゃぼん玉クラブ愛宕	3 4	3 3	2 4	2 5	2 6
9	学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部 I	4 0	4 3	3 6	3 9	4 0
1 0	学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部Ⅱ	4 0	3 7	2 6	4 4	4 1
1 1	学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部Ⅲ	3 8	3 7	3 9	3 6	3 7
1 2	学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部IV	4 1	4 2	3 8	3 9	3 7
1 3	学童保育所 しゃぼん玉クラブ窪田 I しゃぼん玉クラブ窪田 II (※R2年度から2支援の単位となる)	5 5	6 8	6 0	6 5	7 0
1 4	森の子園第1学童クラブ	4 5	4 1	3 5	3 5	3 8
1 5	森の子園第2学童クラブ	4 0	4 4	3 5	3 2	3 1
1 6	松川小学校区学童保育所 風の子クラブ	4 5	4 1	3 7	3 5	3 3
1 7	松川小学校区学童保育所 風の子クラブ第2	3 7	2 9	2 5	2 3	2 1
1 8	わかたかクラブ	4 9	4 8	4 3	4 7	5 1
1 9	東部小学区学童保育所 あっとホーム	3 1	2 7	2 6	2 7	2 9
2 0	東部小学区学童保育所 ぐっとホーム	4 1	3 6	3 0	3 8	3 7
2 1	東部小学区学童保育所 ほっとホーム	2 9	5 0	4 4	4 7	5 4
2 2	東部小学区学童保育所 ひっとホーム	3 2	3 0	2 9	2 9	2 9
2 3	児童クラブ まどか	3 5	3 2	3 9	3 9	3 4
2 4	三沢地区学童保育所 どんぐりクラブ (R4年度末で閉所)	1 3	9	1 2	8	_

2 5	愛宕地区学童保育 レインボーサウス レインボーノース (R5年度から2支援の単位となる)	5 0	5 1	5 0	6 5	6 9
2 6	愛宕地区学童保育 レインボーなないろ	3 4	3 9	3 9	3 7	3 2
2 7	塩井さくらんぼクラブ	5 1	4 1	3 4	3 3	3 3
2 8	六郷地区学童保育「のびのびクラブ」	1 6	1 2	1 3	1 3	1 8
2 9	広幡地区学童保育「げんきっ子クラブ」	3 1	2 4	1 5	1 5	1 4
3 0	米沢市上郷児童センター 学童クラブ (R4年度末で閉所)	3 1	2 8	1 3	1 3	_
3 1	米沢市窪田児童センター 学童クラブ	3 9	3 2	3 3	3 0	3 0
3 2	敬師学童クラブ	1 0	1 0	8	8	1 0
3 3	南部小学校区学童保育 グレース	2 4	3 1	2 7	2 7	3 1
3 4	おぼこ広場「北斗塾」	3 8	3 5	3 7	3 7	3 7
3 5	児童クラブ 太陽の子	_	6	1 8	3 5	4 4
	計	1, 424	1, 394	1, 301	1, 335	1, 288

(6) 児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している人に児童手当を支給し、家庭における生活の 安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とした制度。

児童手当は0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の児童を養 育している人に支給される。(令和4年10月支給分から特例給付に所得制限限度額有り)

0歳から3歳未満

15,000円

3歳以上小学校修了前

10,000円 (第3子以降は、15,000円)

中学生

一律 10,000円

特例給付(所得制限該当者)一律 5,000円

① 算定基礎人数(人)

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
被用者(0歳~3歳未満)	14, 282	14, 055	13, 301	12, 695	11,974
被用者中学校修了前	76, 557	74, 459	70, 937	69, 397	68, 100
非被用者中学校修了前	13, 241	12, 263	11, 873	10, 688	9, 294
特例給付	3, 365	3, 214	3, 555	3, 879	2, 713
計	107, 445	103, 991	99, 666	96, 659	92, 081

2 支給額(千円)

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
被用者(0歳~3歳未満)	214, 230	210, 825	199, 515	190, 425	179, 610
被用者中学校修了前	801, 945	779, 990	743, 005	726, 120	713, 230

非被用者中学校修了前	147, 145	136, 065	132, 475	119, 425	104, 170
特例給付	16, 825	16, 070	17, 775	19, 395	13, 565
計	1, 180, 145	1, 142, 950	1, 092, 770	1, 055, 365	1, 010, 575

※被用者とは、厚生年金、私学共済団体等に加入している人、非被用者とは、被用者、 公務員以外の人

(7) 医療給付制度

① 子育て支援医療給付(子)

目的:乳幼児等の医療費の負担を軽減し、福祉の増進を図る。

要件: 0歳~高校生等(18歳到達後の最初の3月31日)まで

※平成27年度から、中学3年生まで外来受診の給付対象を拡大

平成28年度から、一部負担金を廃止

令和 2年度から、高校生等まで入院・外来共に給付対象を拡大

② ひとり親家庭等医療給付(親)

目的:ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図る。

要件:・18歳以下の児童を養育する配偶者のいない父か母(配偶者に重度の障害がある場合を含む)と18歳以下の児童

- ・両親のいない18歳以下の児童
- ・18歳以下の児童を養育しており、配偶者からの暴力(DV)で裁判所から の保護命令が出された父か母と18歳以下の児童

※ 養育者に所得税が課されている場合は非該当

		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
フケンナ!!!	受給者 (人)	9, 587	9, 334	11,008	10,666	10, 356
子育て支援	件数(件)	152, 119	147, 339	129, 853	144, 710	145, 297
医療	給付額 (円)	297, 813, 261	291, 863, 235	266, 728, 411	311, 465, 335	295, 523, 716
7. 1. 1. 加克克	受給者 (人)	1, 243	1, 167	1, 075	1,015	984
ひとり親家庭	件数(件)	16, 490	15, 722	13, 995	13, 894	13, 724
等医療	給付額 (円)	44, 476, 675	45, 008, 448	40, 378, 447	39, 077, 715	36, 353, 757
	受給者 (人)	10,830	10, 501	12, 083	11,681	11, 340
計	件数(件)	168, 609	163, 061	143, 848	158, 604	159, 021
	給付額 (円)	342, 289, 936	336, 871, 683	307, 106, 858	350, 543, 050	331, 877, 473

※扶助費から高額療養費の戻入及び医療費返納を差し引いたものを給付額とする。

③ 未熟児養育医療給付制度

出生時体重が 2,000 グラム以下、もしくは身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、その入院医療にかかる費用を公費で負担する。

ただし、指定された医療機関での治療が対象となり、世帯の市民税所得割額に応じて、 費用の一部は自己負担となる。

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
申請件数 (件)	13	9	6	10	9
養育医療給付費(円)	4, 198, 478	3, 743, 261	1, 254, 297	3, 503, 528	2, 005, 300

(8) 子ども家庭総合支援拠点

平成28年の法改正により、基礎的な地方公共団体である市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置が義務付けられた(努力義務)。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、必要な調査、支援、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う機能を担う拠点として、令和4年4月1日に設置した。

なお、子ども家庭総合支援拠点は、家庭児童相談室を包含し、家庭児童相談員は子ども 家庭総合支援拠点の職員を兼務する。

配置職員

	子ども家庭支援員	虐待対応専門員
主な職務	子どもやその家庭の実情の把握、相	子どもの虐待に係る相談、虐待が認
	談対応、総合調整、調査・支援及び指	められる家庭等への支援、児童相談
	導等、関係機関等との連携	所等関係機関との連携及び調整
国の配置基準人数	常時2名/4名	常時1名/3名
/実配置人数	(職員2名、会計年度任用職員2名)	(職員2名、会計年度任用職員1名)
配置職員の資格	保育士、社会福祉士、教員	保健師、社会福祉士、教員

家庭児童相談室は、昭和39年度に設置し、福祉事務所が行う家庭における適正な児童 養育その他家庭児童福祉及び父子家庭の福祉に関する業務において、事情を把握し相談に 応じ、必要な調査や指導を行っている。家庭児童福祉相談業務に従事する相談員は3人で、 積極的な指導活動を行っている。また、平成16年度の法改正により、市が児童虐待の通 告先とされ、様々な支援を行っている。

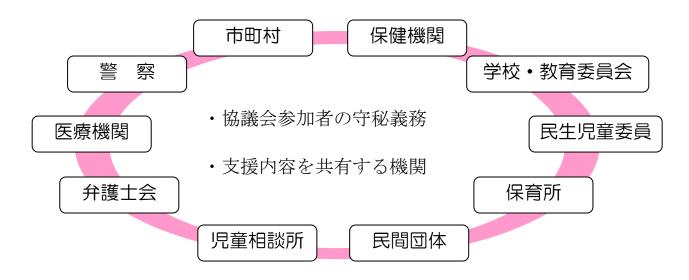
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
養護	児童虐待相談	3 2	4 4	3 9	3 9	3 1
相談	その他の相談	8 8	4 3	5 7	4 0	5 5
保健に関する相談		1	0	0	0	2
障がいに関する相談		1 0	2	3	4	3
非行に	- 関する相談	1	2	5	4	0
育成相談		3 1	1 6	2 5	9	1 8
その他の相談		9 0	9 5	4 1	2	2
	計	2 5 3	202	170	9 8	1 1 1

※令和2年度までは「その他の相談」に照会や問い合わせ等を含めていたが、令和3年度からはこれらを除いた新規受付件数のみを計上

(9) 米沢市要保護児童対策地域協議会

関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者の協力により、要保護児童の適切な保護を図るため、平成18年11月1日に設置した。

(児童福祉法第25条の2第1項に規定)



調整機関:米沢市健康福祉部子ども家庭課

構成機関

山形地方法務局米沢支局、山形県中央児童相談所、山形県置賜保健所、山形県米沢警察署、山形県置賜地域配偶者暴力相談支援センター、山形県弁護士会、米沢市医師会、児童養護施設米沢市立興望館を管理する指定管理者、米沢人権擁護委員協議会、米沢市民生委員児童委員連合協議会、米沢市小学校長会、米沢市中学校長会、米沢市高等学校長会、山形県立米沢養護学校、米沢市私立幼稚園・認定こども園連合会、米沢市保育会、米沢市学童保育連絡協議会、米沢市教育委員会教育指導部、米沢市健康福祉部、米沢市長が必要と認める者

(10) 児童厚生施設

児童厚生施設である児童センターは、広く一般児童のために健全な遊びの場を与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、市内に2か所を設置している。概ね3歳以上の児童を対象に集団保育を行うとともに、自由来館の任意利用にも対応している。

なお、管理運営については、米沢市社会福祉協議会を管理者として指定している。

集団保育利用状況

	4 /- ⊃n, <i>h</i>	集	団保育(令	和5年4月	11日現在)	自由来館人数
	施設名	3 歳未満児	3 歳以上児	計	使用料	(令和4年度)
1	米沢市窪田児童センター	0	5	5	第1子 16,000	4 3
2	米沢市上郷児童センター	令和3年	度末で集団保	育廃止	第2子 13,000 R1.10~	2 1 2
	計	0	5	5	3歳以上無料	2 5 5

(11) 米沢市立興望館

児童福祉法に基づく児童養護施設で、入所児は3歳以上児で、保護者のいない児童や放任、虐待を受けている児童、父母の家出、離婚や精神障がいによるものと入所理由が多様化している。このようなことから、入所児童には単なる養護だけでなく治療的指導を行うため、従事職員の各種研修会への参加や施設独自の研修会の開催などによって専門性を高め、同時に処遇の向上に努めている。

運営については、平成12年度から社会福祉法人緑成会に委託している。平成18年度 からは指定管理者制度を導入し、社会福祉法人緑成会を管理者として指定している。

平成13年度から、子育て短期支援事業の実施施設として利用している。

① 施設の概要

認可年月日	昭和24年6月20日
認可定員	3 0名
所在地	米沢市太田町四丁目1番153号
建物構造	R C 造 2 階建
敷地	2, 811 m ²
延床面積	1,009.49 ㎡(1 階 709.79 ㎡ 2 階 299.70 ㎡)
付属施設	75. 33 m²

② 入所の手続



- ・興望館 ☎ 0238(38)6109 FAX 0238(38)6128
- ・県中央児童相談所 ☎023(627)1198
- ・山形県福祉相談センター置賜総合支庁駐在 ☎0238(26)6032
- ・子ども電話相談 2023(642)2340
 - ③ 児童数及び内訳(令和5年4月1日現在)

ア 学年別

	小 学 校					中 学 校		高等学校		その他	ኅ	\triangle						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計	(就労)	幼児	合計
男	0	4	0	1	0	2	7	2	1	0	3	0	1	3	4	0	0	14
女	2	0	2	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
計	2	4	2	3	0	2	13	2	1	0	3	0	1	3	4	0	0	20

イ 出身地別

	米沢市	南陽市	山形市	鶴岡市	東根市	合計
男	10	2	0	2	0	14
女	4	0	0	0	2	6
計	14	2	0	2	2	20

ウ 両親の状況

	両	父のみ		母のみ				養		両親なし	~	
	親有り	母生別	母死亡	父生別	父死亡	美父継母	実 実 実	養父母死亡	父 生 死 別 亡	母父 生死 別亡	行方不明	死亡
男	1	4	0	6	0	0	2	0	0	1	0	0
女	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	4	0	12	0	0	2	0	0	1	0	0

工 入所理由別年度每入所児童数

	入所理由	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
	両親死亡	0	0	0	0	0
	父親死亡	0	0	0	0	0
	母親死亡	0	0	0	0	0
	両親行方不明	0	0	0	0	0
	父親行方不明	0	0	0	0	0
	母親行方不明	0	0	0	0	0
	両親離婚	0	0	0	0	0
家庭に問	父母の疾病	7	5	7	3	2
題がある	経済的困窮による養育困難(棄児)	3	2	3	2	1
	父母の長期拘禁	5	3	4	3	2
	父・母の就労	0	0	0	0	0
	身体的虐待(虐待・酷使)	3	5	6	4	3
	ネグレクト (放任・怠惰)	7	4	3	8	8
	心理的虐待	0	1	0	0	0
	父母の性格異常・精神障がい	0	2	0	2	2
	児童問題により監護困難	0	0	0	0	0
本人に問	不登校	1	0	1	0	0
題がある	非行	0	1	0	1	0
	その他	3	2	2	2	2
	計	29	26	25	25	20

(12) 里親制度

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和の取れた発達の ための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児 童の健全な育成を図るための制度である。

(13)『よねざわ子育てハンドブック』の配布

子育てに関する項目を「遊ぶ」、「妊娠・出産・健康」、「集まる」、「預ける」、「就学準備」、「ひとり親家庭・障がい児支援」、「手当・助成・相談」の7項目に分類し、本市の保育サービスや小児科、保育所や認定こども園などの教育・保育施設、児童遊園施設などを紹介する冊子を配布している。母子手帳の交付時や転入手続きの際などに配布している。